

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 出向と派遣、消費税の取扱い

Q : 出向と派遣とはどちらがうのですか、また、消費税の取扱いはどうなりますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

出向とは、労働契約は従業員と出向元の会社のままとしながらも、出向先事業者が労働契約の一部が移転するとともにそれに基づく指揮命令も移転するというものです。

これに対して、派遣とは、労働契約は従業員と派遣元事業者の間にあり、従業員は派遣契約に基づいて派遣先事業者の指揮命令を受けるといったものです。

出向者に対する給与の支給方法には、①出向先が従業員に対して支払う給与等を出向元である会社に支払い、その出向元の会社から従業員に対して給与等を支払う方法と②出向元である会社が従業員に対して給与等を支給する方法、③出向先と出向元のそれぞれが従業員の給与等を支給する方法とがありますが、いずれの場合についても、従業員に支給される給与(負担金)は、出向先事業者におけるその出向者に対する給与として取り扱われますので、消費税においては、不課税取引となります。

一方、派遣の場合は、派遣先事業者が支払う対価は派遣会社から派遣先事業者に対する役務の提供に対する対価となりますので、派遣会社が受け取る派遣の対価は課税対象となり、派遣料を支払った派遣先事業者については課税仕入として仕入税額控除が認められることとなります。

